## 就学契約書

当事者	首						
(1)	児童生徒氏名:	(乙)	生年月日:		年	_月	_目
	住所:						SP
	保護者氏名 遊代理人:		本人との関係	系:			
	住所: 同 上 国籍:		職	<b>돈:</b> _			
(2)	サンパウロ市エストラーダ・ド・カンポリンオの下に登録済みで、下記理事により代表されるe Cultura (甲)						
上記	記当事者甲及び乙は、 <u>20</u> 年度の教育業務	<b>答について、下</b>	記各条項の通り	) 契約する	0		
持して	条 甲は、教育活動をその目的とし、日本の教育 ている。乙は当該学校の特殊性並びに甲が定めた 条 甲は、乙を ( 小 ・ 中 ) 学学年に在 を乙に与える。	上学則を承知し	ている。				
第3彡	条 本契約所の有効期間は、 <u>20</u> 年4月1日 定について不履行問題がなかった場合、次年度				間とするが	、契約各	規
ሥ <del>√</del> ≢π ∉	単1項 年度中に契約不履行の問題があった	た場合は、次年	度において連	帯保証人を	必ず立てて	、新たに	.就
	杓書を取り交わすものとする。 条 第2条にいう教育業務の対価として、乙は甲	目に次の学費を	支払う。				
214 = 2	(1)入学金:入学の際に、所定の入学金を						
	(2) 授業料:毎月5日までに請求された金			ō 。			
	(3)特別費:特別活動にかかる経費で、そ 単1項 甲は本条に定められた授業料を1年			生けるわじ	下の期間ご	レに調敕	7
	ることができる。	一人は以中によ	2 C 11 C 40 0 H	114 (106)	1 02301111 C	こで明正	7
第5多	条 支払遅延の場合、未支払金額は法律で許され	いる範囲で調整	され、調整済み	外金額に罰	金2%、及	び実際支	払
	い日までの月1%の利子が加算される。	りんを担合 こ	の取りさてた。	会業上に禾	光十ファ し	がっキュ	
	第1項 甲は、債権の徴収が困難であると認 この場合、本条によって計算された金						0
第25	頁 当事者間に、本契約書について不履行の問						
teter o d	定にも拘わらず次年度において契約す				2 W 1	<del>_</del> + ~ + +	1-
第63	条 乙は、甲の定款及び学則の説明並びにそれら る。	の各一部の提供	供を受けており	り、それら	を遵守する	事を約束	す
第7多	る。 条 本契約書に関して生じた疑義は、双方が善意 解決のための裁判管轄はサンパウロ首都司法区		し解決する。た	とだし、合意	意に達しな;	かった場合	合、
第8多	条 保護者は、本契約書における乙の各義務に対	けして全責任を	負う。				
本勢	契約書は、ポルトガル語及び日本語各2通署名さ	されるが、疑問	があるときはス	ポルトガル	語文が優先	する。	
		20	年	月	目		
乙岁	見童生徒氏名:	甲	Sociedade Ja	ponesa de E	ducação e C	ultura	
但	呆護者 淀代理人:		理事:				
	RNE(RG):		RNE (RG	):			
	C P F :		CPF:				
=	ion. I		⇒ <del>-</del>				